⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引(I)又は平成21年度お盆期間特別割引(III)
3	特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(II)
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

企画割引「伊勢湾岸自動車道における企画割引」

１．対象となる自動車

高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（伊勢湾岸自動車道）の飛島インターチェンジからみえ川越インターチェンジの間の各インターチェンジ相互間を通行する全自動車。

２．割引率

割引率は50パーセントとし、割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

３．実施する期間

平成21年10月１日から国土交通省中部地方整備局が施工している木曽川大橋及び揖斐長良大橋の橋梁補修工事による一般国道23号の車線規制が解除される日まで。

４．割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、障害者割引、大口・多頻度割引、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

「東名高速道路の集中工事に伴う料金調整」

１．料金の調整を行う自動車

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを流出、流入又は通過する全車種。

但し、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間のみを通行するもの及び高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから遠州豊田スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジを流出又は流入するものを除く。

２．料金調整額等

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額から高速自動車国道中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間の料金の額を減じた額を上限とする。

但し、高速自動車国道第一東海自動車道の浜松インターチェンジから日進ジャンクション間の各インターチェンジ、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジ及び東海環状自動車道の豊田松平インターチェンジから豊田勘八インターチェンジ間の各インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ相互間の料金の額については、各種割引適用前の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

軽自動車等	700円
普　通　車	850円
中　型　車	1,000円
大　型　車	1,450円
特　大　車	2,350円

３．実施期間

平成21年10月５日から平成21年10月17日まで。

４．その他

３．に定める実施期間中において、料金公告１．⑵⑬休日夜間割引及び⑭第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引が実施されている場合は、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジについて、当該割引の対象インターチェンジとして取り扱うものとする。

なお、各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

弁理士登録公告

平成21年９月２日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
９月２日	16543	小林　克行

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成21年８月24日	10080	堀　宏太郎	申請抹消
平成21年８月24日	11203	竹田　稔	〃
平成21年８月25日	11653	三木　貞男	〃
平成21年８月26日	15850	冨田　泰子	〃

弁理士数　8,209名

（平成12年９月２日現在）

平成21年９月24日　　日本弁理士会